

# マタニティマーク使用規程

平成 25 年 12 月 25 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、マタニティマークを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

第 2 条 妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものである。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものである。

## (使用制限)

第 3 条 厚生労働省及び厚生労働省の職員以外の第三者は、マタニティマークの趣旨に基づいた場合に、自由に使用できる。ただし、次に掲げる場合には、マタニティマークを使用することはできない。

- 一 営利を主たる目的とした場合。
- 二 マタニティマークの作成趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合。
- 三 商品等の品質や安全性を保証する目的で使用した場合。

## (使用の中止等)

第 4 条 マタニティマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるとき、又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課は、その使用を差し止めることができる。

## (報告)

第 5 条 マタニティマークを使用した場合には、使用後に遅滞なくマタニティマーク使用報告書（別紙様式）、及び使用物品等の現物、写真又はコピーを厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に、メールまたは F A X で提出すること。

### 【必要記載事項】

- (1) 自治体名または団体名
- (2) 住所
- (3) 担当者名及び連絡先（電話、FAX、メールアドレス）
- (4) 使用目的
- (5) 使用物（ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出すること。ホームページに掲載する場合には URL を報告すること。）

## (使用料)

第 6 条 マタニティマークの使用料については、無料とする。

## (マタニティマークに関わる権利)

第 7 条 マタニティマークに関する一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

## (規程の改定)

第 8 条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

## (附則)

第 9 条 この規程は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。

(別紙)

## <マタニティマーク使用報告書>

報告日：平成 年 月 日

記載事項	記載欄
自治体名、または団体名	
住所	
担当者名	
連絡先	
(1) 電話	
(2) FAX	
(3) メールアドレス	
4. 使用目的	
5. 使用物 ※ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出して下さい。 ※ホームページに掲載する場合には URL を記載して下さい。	

## ＜マタニティマークの使用方法＞

### 1. デザイン等

- 1) ダウンロード用デザイン(jpg ファイル、イラストレーター:606KB)

＜呼びかけ文 例:「禁煙にご協力下さい」＞

＜ポスター＞

- 2) 多くの人が見て分かるように、下記の事項に留意すること。

- (1) カラーで使用する場合には、色は変えないこと。
- (2) 大きさは拡大、又は縮小して使用できるが、マークを変形しないこと。
- (3) マークに呼びかけ文以外のデザインは加えないこと。

### 2. 呼びかけ文

交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関が、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用することができる。なお企業が使用する場合には、妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して使用すること。

(例) 交通機関等での取組例 : 「座席は譲りあっておかけ下さい」

受動喫煙の防止対策例 : 「禁煙にご協力下さい」「禁煙席があります」

エレベーター等の乗降、段差のある場所での配慮等の例 : 「妊婦さんやお子さんを連れている方に配慮を」

### 3. 使用例

- ・ 公共交通機関のポスターに掲載、医療機関の駐車場の看板に使用
- ・ 実費相当分のマタニティマークグッズ・商品の作成・配布（販売）
- ・ 妊産婦さんにやさしい環境づくりをしている企業の商品に、その商品が妊産婦に配慮した商品であるということを示す目的で、商品に妊産婦さんにやさしい環境づくりに向けて、その取組や呼びかけ文を付して掲載する。

※ただし、営利を主たる目的とした使用例は、当方から確認させて頂き、利用方法の見直しをお願いすることがあります。

※また、マタニティマークを掲載することで、あたかも厚生労働省がその個別の商品を承認・推奨しているかのように、消費者に誤解を与えかねない利用をしている場合には、利用方法の見直し等をお願いする場合があります。

#### 【報告先・問合せ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課 予算係

電話 : 03-5253-1111 (内線 7936)

E-mail : sukoyaka21@mhlw.go.jp